

平成28年第1回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号（2月16日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○行政報告	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第1号 より議案第17号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託	6
○散会の宣告	19

第 2 号（2月26日）

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	22
○出席議員	22
○欠席議員	22
○説明のため出席した者	22
○職務のため出席した職員	22
○開議の宣告	24
○議事日程の報告	24
○一般質問	24
○鏝本規之君	24
○議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	47
○議案第2号より議案第11号までの一括上程、委員長報告、 質疑、討論、採決	50
○時間の延長	58
○議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	59
○議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	60
○議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	61
○議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	62

○議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	63
○議案第17号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	64
○議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書について	66
○日程の追加	66
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○閉会の宣告	68
○署名議員	69

平成 28 年第 1 回 もとす広域連合議会定例会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 28 年 2 月 16 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分開会

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 27 年度もとす広域連合一般会計補正予算 (第 2 号) について) |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 もとす広域連合第 4 期広域計画について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 もとす広域連合行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 7 号 もとす広域連合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 8 号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 9 号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 10 号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 11 号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域 |

密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第12号 平成27年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第13号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第14号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第15号 平成28年度もとす広域連合一般会計予算について
- 日程第20 議案第16号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	若園正博	2番	河村孝弘
3番	庄田昭人	4番	若井千尋
5番	清水治	6番	堀武
7番	松野藤四郎	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	中村重光	12番	上谷政明
13番	村木俊文	14番	安藤哲雄
15番	井野勝巳		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連合長	藤原勉	副連合長	棚橋敏明
事務局長	西口清敏	総務課長	高田薫
介護保険課長	児玉太	会計管理者	溝口賢治
老人福祉施設 大和園長	安藤恵司	療育医療施設長	豊田晃

衛生施設長 高井 政 敏

職務のため出席した職員

書記 長 佐藤 文 行 書 記 高 田 茂 和
書 記 大 野 里 奈

開会 午前 9時48分

◎開会の宣告

- 議長（井野勝巳君） それでは、改めましておはようございます。
開会に先立ちまして、議長よりご案内を申し上げたいと思います。
去る2月6日土曜日午後9時20分、室戸英夫副連合長が急逝をされました。
室戸副連合長は平成19年から副連合長として、もとす広域連合の発展に尽力されました。故人のご功績をしのび、謹んで哀悼の意を表したいと思います。
ここで黙禱をささげたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。また、傍聴席においでの方にもご協力をお願いいたします。
それでは、黙禱始め。

〔全員黙禱〕

- 議長（井野勝巳君） ありがとうございます。
どうぞ着席ください。
それでは、本会議を開会をいたします。
ただいまの出席議員数は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。
ただいまから平成28年第1回もとす広域連合議会定例会を開会をいたします。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

- 議長（井野勝巳君） 本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

- 議長（井野勝巳君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

————— ◇ —————

◎会議録署名議員の指名

- 議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、
5番 清水 治 君
8番 鏑 本 規 之 君

を指名をいたします。



◎会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今定例会の会期は、2月5日の議会運営委員会におきまして、本日から2月26日までの11日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から2月26日までの11日間とすることに決定をいたしました。



◎行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第3、行政報告を行います。

広域連合長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可をいたします。

広域連合長、藤原 勉君。

○広域連合長（藤原 勉君） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

内容につきましては、大和園の公用車の事故に係る損害賠償でございます。

大和園職員運転の公用車による人身事故で、去る平成27年5月30日にデイサービス利用者の自宅への送迎において、公用車が市内の緩い左カーブを走行中に、対向車が内側に迫ってきたため、急ブレーキをかけたところ、車内において利用者が車椅子からずり落ち、下肢に裂傷を負ったもので、その損傷を与えた事故について和解し、賠償額を定めることにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告は終わりました。



◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第1号より議案第17号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（井野勝巳君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてより、日程第21、議案第17号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてまでを一括上程をいたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○広域連合長（藤原 勉君） それでは、提案説明を行わせていただきますが、提案説明に先立ちまして、所信のほうを少しお話しさせていただきたいと思っております。

本日ここに平成28年第1回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、去る2月6日、副連合長でございます、室戸北方町長の突然の悲報に接し、いまだに信じられない思いでございます。

これからも一緒に手を携えて広域連合の運営に当たっていただけるものと思っておりましたので、ただただ残念であり、志半ばでのご逝去は、さぞやご無念のことと推察いたしますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、平成28年度への事業に向けて臨みます定例会の開会に当たり、広域行政への所信及び今回提案の議案について述べさせていただきます。

初めに、私は本年2月7日に行われました任期満了に伴う本巢市長選挙におきまして、議員各位並びに市民の皆様のご支援をいただき、前回に引き続き無投票再選という大変身に余る結果を与えていただきました。

議員各位並びに市民の皆様には、改めて心より感謝を申し上げますとともに、私に課された使命と責任の重さをひしひしと感じているところでもございます。

さて、もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置、運営されているところであり、広域連合管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業をはじめ、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして衛生施設のし尿処理施設などの事業について、もとす広域連合広域計画に基づき、地域住民の皆様の福利向上に伝えるべく、努力をいたしておるところであります。

また、介護保険特別会計に代表されますように、社会保障費の増加により、財政負担が拡大傾向にあることを踏まえ、少しでも安定的な財政運営が図れるよう、自主財源の確保、経常的経費の削減など、限られた財源の中で、より効率的な財政運営に努める必要があるということは言うまでもありません。

しかし、その一方で、少子高齢化の進展により、当広域連合や構成市町をはじめ、地方自治体の事業施策を取り巻く環境は変化し、地域住民の価値観の多様化により、行政サービスへの需要は複雑かつ多様化する中、当広域連合事業の継続についての内容検討など、新たな課題も出てきております。

こうした変革の中にあって、地域の個性に合わせた多様な施策の展開と、地域の特性に合わせた政策課題への取り組みや、新たな課題へ挑戦する能力と力量が求められております。

今後も、地域住民の皆様の広域行政機関として、その役割を十分に果たすため、構成市町との連携のもと、広域連合事業の推進につきまして、そのかじ取りとして、当連合管内住民の皆様のご期待に沿えるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。

つきましては、議員の皆様には、当連合の施策の推進に際し、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

続きまして、今回、本会議に提案し、ご審議をお願いいたします議案の説明を申し上げたいと思っております。

内容は、専決処分の承認を求める案件が1件、広域計画の策定についてが1件、条例の制定、改正に関する案件が10件、平成27年度補正予算に関する案件が3件、平成28年度予算に関する案件が3件の合計18案件でございます。

それでは、ただいまより、今定例会に提出議案につきまして、概要を順次説明させていただきます。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成27年10月2日付で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、岐阜県を通じて配分通知があったことに伴い、早期に事業着手するため、交付予定額に係る補正予算を地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号 もとす広域連合第4期広域計画についてでございます。

現広域計画の計画期間が平成27年度末で満了することに伴い、引き続き次期5カ年の広域計画を策定することについて、地方自治法第291条の7第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号 もとす広域連合行政不服審査会条例の制定についてでございます。

行政庁に不服を申し立てる制度、いわゆる不服申し立てが、関連法制度の整備、拡充等を踏まえて、50年ぶりに抜本的な見直しが行われ、その行政不服審査法が全部改正されたことによりまして、新たに行政不服審査会を設置するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する

る条例についてでございます。

行政不服審査法の全部改正に伴って、不服申し立ての手續を審査請求に一元化するなどの見直しに伴い、必然的に改正が必要となる関連する条例5本の一部改正について、一括して整理するものでございます。

次に、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴って、職員がその職務を遂行するための能力及び業績の両面から評価した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とする見直しに伴い、必然的に改正が必要となる関連する条例4本の一部改正について、一括して整理するものでございます。

次に、議案第5号 もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されたため、補償の対象となる年金たる給付の種類の種類と、その調整率を改正するものでございます。

次に、議案第6号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成27年の人事院勧告に鑑み、民間給与との格差を解消するため、公務員給与を平均0.4%引き上げるもので、給料表を1,100円の引き上げを基本に改定し、初任給についても民間との格差を踏まえ2,500円、若年層についても同程度引き上げるものでございます。

期末、勤勉手当につきましては、民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を4.1月分から4.2月分に引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分するものでございます。

当広域連合といたしましても、職員の給与制度は国に準ずることを基本とした上で給料表の引き上げを行い、期末、勤勉手当についても、民間の支給割合に見合うよう改正するものでございます。

次に、議案第7号 もとす広域連合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の公布に伴い、早期退職希望者の募集等の条件の見直しをするものでございます。

次に、議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険料減免に関する申請の期限の変更をするものでございます。

次に、議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定により、介護保険法の一部が改正されたことにより、関係する条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第10号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定により、介護保険法の一部が改正されたことにより、平成28年4月から地域密着型通所介護等の権限が保険者に移管されることから、事業の人員、設備、運営の基準等を定めるものでございます。

次に、議案第11号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定により、平成28年4月から介護保険法の一部が改正されたことにより、関係する条例の整備と指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の運営に当たり、運営推進会議の設置を定めるものでございます。

次に、議案第12号 平成27年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,425万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億180万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものは、歳出減に伴い、繰入金金を3,471万6,000円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、総務費で市町派遣職員人件費負担金を410万円減額、積立金を2,228万3,000円減額、衛生費で燃料費の価格低下により642万5,000円の減額。また、その他として、人事院勧告による給与改正分の人件費の所要額を計上するものでございます。

次に、議案第13号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,453万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億3,588万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしまして、歳入の主なものは、保険料の第1号被保険者保険料で450万6,000円の増額、保険給付費の歳出減等に伴い、国庫支出金で3,305万8,000円減額、支払基金交付金で4,127万1,000円減額、県支出金で2,475万円を減額するものでございます。

歳出の主なものは、総務費で介護認定審査会システムの改修委託料で

400万円の減額、保険給付費で1億5,000万円の減額、地域支援事業費で344万1,000円の増額、基金積立金で5,762万8,000円の増額、またその他として、人事院勧告による給与改正分の人件費の所要額を計上するものがございます。

次に、議案第14号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,116万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億856万6,000円とするものがございます。

補正の内容といたしまして、歳入の主なものは分担金及び負担金の市町負担金で、養護老人ホーム入所者数の減に伴い、348万7,000円の減額、サービス事業収入では、認知症通所介護、認知症短期入所生活介護、施設介護で利用者の減や、報酬単価の引き下げにより794万8,000円の減額をするものがございます。

歳出の主なものは、総務費の委託料で1,002万3,000円の減額、サービス事業費で施設介護事業費の人件費374万5,000円の減額、またその他として人事院勧告による給与改正分の人件費所要額を計上するものがございます。

続きまして、議案第15号から議案第17号までは、平成28年度の新年度予算でございます。

当広域連合の新年度の予算総額は、83億5,810万円となります。一般会計が4億4,790万円で、全体予算額の5.4%を、介護保険特別会計が70億2,960万円で、同じく84.1%を占めております。

そして、老人福祉施設特別会計は、8億8,060万円で、同じく10.5%を占めるものがございます。

これらの予算案につきましては、管内地域住民の皆様に対して健康で安心・安全な生活の確保、安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保及び障がい者、障がい児支援施策の推進などを目指したものでございます。

平成28年度の予算編成に向け、広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営を維持していくために、職員一人一人が厳しい財政状況を認識し、最小のコストで最大の効果を上げるべく、工夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つであります組織市町負担金についても、広域管内住民の税金であることを再認識して、広域住民のための予算編成に努めたところでございます。

まず、議案第15号 平成28年度もとす広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,790万円で、平成27年度と比べて4,840万円の減額で、マイナス9.8%の予算となっております。

一般会計予算は、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されております。

歳入の主なものといたしましては、組織市町からの市町負担金で、3億795万5,000円、使用料及び手数料で3,100万3,000円、基金繰入金で2,900万円、サービス事業収入の児童福祉事業収入で5,382万7,000円を計上いたしました。歳出の主なものといたしましては、総務費で8,173万6,000円、民生費で1億918万7,000円、衛生費で2億4,163万7,000円を計上いたしました。

次に、議案第16号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は70億2,960万円で、平成27年度と比べて10万円の増額で微増の予算となっております。平成12年4月に開始された介護保険制度は、高齢化率の高まりとともに、当広域連合の介護保険特別会計予算も確実に増加傾向にあります。

そうした中、介護保険制度創設以来の大規模な制度改正により、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するなど、他分野との連携強化により、地域包括ケアシステムの構築が求められていることから、当広域連合におきましても、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域のまちづくりの一環ともなる地域包括ケアシステムの実現に向け、体制整備を図るとともに、各介護サービス事業体系のもと、介護保険給付費の増加への対応、また地域支援事業の充実への対応に関係経費を計上いたしました。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料収入で16億1,553万6,000円、介護給付費負担金をはじめとした市町負担金で10億3,635万1,000円、国庫支出金で14億4,075万5,000円、支払基金交付金で18億6,242万3,000円を計上いたしました。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で64億7,570万4,000円で、歳出総額の92.1%を占めております。また、地域支援事業費に3億5,778万3,000円を計上いたしました。

最後に、議案第17号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は8億8,060万円で、平成27年度と比べて1億4,600万円の減額で、マイナス14.2%の予算となっております。

老人福祉施設大和園は、昭和29年に本巢村立養老院として事業を開始して以来、一部事務組合を経て広域連合に、その事業が継承され、現在では、老人福祉法、介護保険法に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービス提供を図るべく、所要額を計上いたしました。

歳入の主なものといたしましては、老人保護措置費負担金をはじめとした市町負担金で1億3,593万9,000円、基金繰入金で1億3,788万2,000

円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業収入で5億5,357万2,000円を計上いたしました。

歳出の主なものとしたしましては、総務費で施設の維持管理を主体とした総務管理費に1億1,815万9,000円、民生費で養護老人ホーム及び在宅介護支援事業に1億2,577万2,000円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業費に5億8,840万7,000円を計上いたしました。

以上、提案の議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（井野勝巳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

10時20分より全員協議会を全員協議会室において再開をいたしますので、ご移動をお願いいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前11時39分

○議長（井野勝巳君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開をいたします。

連合長。

○広域連合長（藤原 勉君） それでは、議案書の訂正をお願いしたいと思っております。

先ほど、提案説明で議案第17号のご説明を、もとす広域連合老人福祉施設会計予算の予算額を第1条の金額を8億8,060万円という予算を説明いたしました。資料のほうは1ページを見ていただけますように、標題のところ、800,600千円となっておりますので、正しくは8億8,060万円ということですので、また後ほど委員会等々で資料の差しかえさせていただきますけれども、提案させていただきました金額が説明したときの資料と私の説明とが違っておりましたので、訂正をさせていただきます。本当に、今後かかることがないように注意しますので、どうかよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

承認第1号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

承認第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会

付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

承認第1号に対し、まず反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

議案第1号 もとす広域連合第4期広域計画についてを議題といたします。

議案第1号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、内容が全ての常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会の付託は省略することにいたしました。2月19日から開催される各常任委員会において、それぞれの所管に属する事項について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は各常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度

議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第2号 もとす広域連合行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務介護常任委員会に付託をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会付託をいたします。

議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案第3号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務介護常任委員会に付託をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案第4号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務介護常任委員会に付託をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第5号 もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第6号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第7号 もとす広域連合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第7号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第8号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務介護常任委員会に付

託をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第9号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務介護常任委員会に付託をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第10号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第10号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務介護常任委員会に付託をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第11号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第11号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第12号 平成27年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第12号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第12号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

ただいま議題となっております議案第12号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することができないため委員会への付託は省略することといたしました。2月19日から開催される総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に関する補正予算について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第13号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第13号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第14号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予

算（第2号）について議題といたします。

議案第14号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって本案は老人福祉常任委員会に付託をいたします。

議案第15号 平成28年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第15号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

議案第15号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第15号については委員会付託を省略することに決定をいたします。

ただいま議題となっております議案第15号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することができないため委員会への付託は省略することといたしましたが、2月19日から開催される総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する予算について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第16号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第16号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第17号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第17号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

よって本案は老人福祉常任委員会に付託をいたします。



◎散会の宣告

○議長（井野勝巳君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

2月19日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります案件につきまして審査をお願いをいたします。

なお、2月26日でございますけれども、午前9時より、本会議を開きたいと思えます。お時間を確認の上、ご参集くださいますようお願いいたします。

では、本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前11時55分

平成 28 年第 1 回 もとす広域連合議会定例会 第 2 日

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 28 年 2 月 26 日 (金曜日) 午前 9 時 45 分開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | もとす広域連合第 4 期広域計画について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | もとす広域連合行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | もとす広域連合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度もとす広域連合一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度もとす広域連合一般会計予算について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について
- 日程第 1 9 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

追加日程第 1 議案第 1 8 号 もとす広域連合監査委員の選任について

出席議員（15名）

1 番	若 園 正 博	2 番	河 村 孝 弘
3 番	庄 田 昭 人	4 番	若 井 千 尋
5 番	清 水 治	6 番	堀 武
7 番	松 野 藤 四 郎	8 番	鏑 本 規 之
9 番	黒 田 芳 弘	1 0 番	臼 井 悦 子
1 1 番	中 村 重 光	1 2 番	上 谷 政 明
1 3 番	村 木 俊 文	1 4 番	安 藤 哲 雄
1 5 番	井 野 勝 巳		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	棚 橋 敏 明
事 務 局 長	西 口 清 敏	総 務 課 長	高 田 薫
介 護 保 険 課 長	児 玉 太	会 計 管 理 者	溝 口 賢 治
老 人 福 祉 施 設 大 和 園 長	安 藤 恵 司	療 育 医 療 施 設 長	豊 田 晃
衛 生 施 設 長	高 井 政 敏		

職務のため出席した職員

書 記 長 佐 藤 文 行 書
書 記 大 野 里 奈

記 高 田 茂 和

開議 午前 9時45分

◎開議の宣告

- 議長（井野勝巳君） ただいまの出席議員数は15人であります。
地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。
本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（井野勝巳君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎一般質問

- 議長（井野勝巳君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

議員から13項目にわたる一問一答での申し込みがございました。施設長の答弁でございますけれども、2問目以降は自席での答弁を了承していきたいと思っておりますが、そのときにおかれましてはご了承いただけますか。

〔「はい」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） ありがとうございます。

では、13回の登壇なく2問目からは自席での答弁とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。



◇ 鏝 本 規 之 君

- 議長（井野勝巳君） それでは、まず8番、鏝本規之君の発言を許します。
鏝本君。

- 8番（鏝本規之君） それでは、議長の許しを得ましたので、通告にしたがって順次質問をしていきたいと思っております。

私の一般質問、広域連合では初めてですので、私のやり方、皆さんのやり方と少し違うかもしれませんが、ご容赦のほどよろしくお願いをいたします。

まず、私は通告のとおりに進まないのが私の一般質問等々でございますので、本巢市の市長におかれましてはそのことは承知をしておりますし、また、議長をやられるお方もそのことはよく承知をしておられますけれども、井野議長におかれましては、その点も含めまして臨機応変に議事進行

のほどをよろしく願いをしておきます。

通告に従って順次していきますけれども、このごろ大和園等々の施設と同じような施設が全国にはたくさんございます。そういう中において、職員等の方たちが入居者に対してのいじめということやら、またこのごろはテレビに出ております、ひどい話ですけれども、4階だとか5階から投げ落として、入居者の方を殺してしまうというような報道もされております。

そういう中において、広域連合の中にもたくさんの施設があります。同じような問題を抱えているのかなという思いもしておりますし、また、大和園のシステムの中の報告の中には、地域の模範となるような、手本となるような福祉の経営ということがうたわれております。そういう中において、それを順次どのような思いで経営をしておられるのかということも含めて、また今後の経営、老人の問題においては国のほうでも日に日にルール改正等々が行われております中において、館長として、またそれをつかさどる人たちの思いとして、どういうふうに持っていきたいのかなと、これからの施設はどうあるべきかという思いを込めて、通告に従って順次質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

余り原稿は読まないのが私の主義でございますけれども、初めてのことでですので、ちょっと原稿を読みながらやらさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

大枠としては、大和園の経営と運営、実態についてお伺いをするということでございます。

まず1点目は、この施設を利用する者の数によって、介護職員の人員配置が決まっていると思っておりますけれども、基準はどのようなものなのか。また、その基準を踏まえた上で、大和園における職員の勤務体制はどのように生まれ、また勤務管理はどのようにされているのか、このことをお尋ねをいたします。これはそこに勤める方たちのストレス云々ということも含めて知るために聞きますので、よろしくご回答のほどお願いをいたします。

○議長（井野勝己君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） 鏑本議員のご質問にお答えさせていただきます。

大和園には、特別養護老人ホーム、ショートステイ、ユニット型ショートステイ、デイサービス、認知症デイサービス、養護老人ホームがあり、それぞれの事業により看護師と介護職員の人員配置基準が定められています。

それぞれの人員配置基準を述べさせていただきたいと存じます。

特養は80人定員でございますので、看護師は3名、介護職員は24名であります。ショートステイは20人定員でございますので、看護師は1名、介護職員は6人でございます。ユニット型ショートステイは16人定員ですので、介護職員は6人ありますが、看護師の基準はございません。デイサービスは35人定員ですので、看護師は1人、介護職員は5人であり

ます。認知症デイサービスは24人定員でありますので、介護職員は4人
であります。看護師の基準はございません。養護は60人定員でござい
ますので、看護師は1人、生活支援は4人です。

次に、介護職員の勤務体制でございますが、特養棟にはショートステイ
が併設されていますので、夜勤17時間の5交代の勤務体制、夜勤17時間
の7交代の勤務体制、夜勤9時間の7交代の勤務体制、夜勤17時間の4
交代の勤務体制による4つのパターンによって勤務をしております。ユニ
ット型ショートステイにつきましては、夜勤10時間の9交代の勤務体制
となっております。デイサービスは、午前8時から午後6時まで5交代の
勤務体制でございます。認知症デイサービスは、午前8時から午後6時
30分までの4交代の勤務体制であります。養護の生活支援員は、夜勤11
時間の6交代の勤務体制でございます。

看護職員につきましては、特養棟は午前8時から午後6時15分までの
3交代の勤務体制でございます。デイサービスは、8時から午後6時まで
の3交代の勤務体制でございます。養護は、午前7時15分から午後5時
45分の間で、出勤時間をずらした2つの勤務体制となっております。

勤務の管理につきましては、勤務管理表をそれぞれの主任以上もしくは
係長が勤務月の10日前までに作成し、係内回覧を得て園長補佐、園長に
提出し、各担当係事務所にて管理をしております。

以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） 今この件に関して少し再質問をしておきます。

今人員の報告がありました。これは当然国の基準があるかと思ってお
ります。その基準に対してクリアしているのか、また、当然こういう介護
には介護の方たちの国家試験等々があるかと思っております。皆さん職員
の中にどの程度そういう資格を持っておられるのか。またそういう人たち
にもし持っていない人がいたとしても、何ら問題はないのかというような
こと、それからもう一つは大和園においては、報告の中にはパートという
のか、そういう人も含まれていると思っております。そういう人も含めた
中において、大和園においては80人の人を今預かっていると、その中
において、国の答申、要望というか、決まりよりも人数的には多いのか
少ないのか、お伺いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長、自席で。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） 失礼いたします。

基準に対しまして、職員の数が足りているのかというまず第1点の点で
ございます。職員数につきましては基準はクリアできております。

また、国家資格につきましては、正職員につきましては全職員、事務職
は除きまして、介護職員につきましては全てが介護福祉士という国家資格
を取得しております。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） 当然、こういう施設を運用するにおいては、人員配置においては当然国の基準はクリアしていなければいけないんです。私はクリアしているか否かを聞いたわけじゃないんです。国の基準に対して、今報告のあったように大体基準3名につき1人ということになれば、大和園においては27人か8人、7名ぐらいで多分足りるかと思っております。今の報告の中で3名と24名ということになればクリアしているんです。クリアしているということになれば、パートの方たちは要らないんじゃないかという思いがして聞いたわけなんです。

ですので、そういうパートの方を雇うのに、どうして雇わなければいけないのかということに質問を変えていこうと思って聞いたわけなんです、そのことができていない。

改めてお聞きをいたします。80人に対してパートの人たちの勤務時間、また正規の職員の人たちの勤務時間等々合わせて、国は3名につき1名以上ということになっておりますけれども、大和園においては何名ぐらいのパーセンテージというのか何人に当たるのか、お答えをお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。答弁できますか。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） パートの人数を含めまして、どのように配置がされているのかということでございますが、今現在、特養の場合でございますけれども、2月1日現在における介護職員と看護職員を合わせた職員数、常勤換算につきましては入所者2.3人に対して1人の職員配置となっております。

全体で1日の出勤人数につきましてでございますけれども、特養棟でございますが6時15分から19時30分までが主であります、21人が最大の人数となっております。

なお、1日に21人が勤務をしている状況でございます。最大となる出勤者数と、人数につきましては10時30分から15時の間でございまして20人となります。この時間につきましては特養入所者の入所介助や入浴介助やセンター業務などによる業務が多忙となる時間でございます。最少となる時間につきましては16時から18時における11人でございます。

なお、それぞれの状態により棟を分けておりますので、それぞれの棟により配置する人数が相違しております。

適正な人数か否かどうかにつきましては、公休日の日数や有給休暇、法定労働時間等遵守しつつ事業を行っていることを考慮しますと、適正な人数ではないかなというふうに考えております。

なお、各棟の配置でございますけれども、きく棟につきましては重度認知症及び精神疾患の方16名の方がお見えになりますので、1日当たりの常勤換算にしますと1.3人に1人、さくら棟につきましては介護度が低く認知度も軽い方でございますので、12人の方が入所ということでございます。また、ショートステイの20人の利用者がございますので、常勤換

算で2.1人に1人、やまゆり棟につきましては、自身での移動、意思疎通が可能な方32人の入所の方でございますので、常勤換算といたしまして2.9人に対して1人という形でございます。また、すみれ棟につきましては、医療処置及び寝たきりの方20人の入所がございますので、2.2人に1人という配置となっております。

なお、パートにつきましては、6時30分から19時30分の間を勤務していただいております。

○議長（井野勝巳君） 鏝本君。

○8番（鏝本規之君） この件に関してなぜ聞いたかという、パートの方、日日雇用というふうになって当然今議会においても人件費という形で計上されております。そういう人たちの平均的な勤務時間等々を知るために聞いたわけなんです。その中において2.3名について1人ということで、国の基準よりも大幅に人員が多いというふうに解釈はとれるわけなんです。

当然、正社員の人々の勤務時間というものが国の定めによって約8時間弱だと思っております。当然パートの人たちが4時間ずつやれば2人で1人前というふうな形の人数配置になるかと思っております。大和園の館長として、この人員配置が今の大和園にとって多いと思われるのか少ないと思われるのかお聞きをして、その回答によって次の質問に移りたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

多いのか少ないのかということでございますが、公休日の日数や有給休暇、法定労働時間を遵守いたしまして事業を行っていることを考慮しますと、必要な人数ではないかというふうに考えております。

○議長（井野勝巳君） 鏝本君。

○8番（鏝本規之君） 私もこの一般質問等々をするにおいて、うちの会計等々見てもらいながら、同じような施設を経営しておる人にお話を聞いてきました。その人の人それぞれの物の考え方ですので、どうこうは言いませんけれども、「大和園さんはいいですね。」というお言葉でございました。何がいいですかというと、言わずと知れた人数が多くていいですねという意味だと私は解釈しております。そのことの人が多いという私の思いを込めて、次の質問に移らせていただきます。

当然、そういう施設には食堂や室等々、その人たち、入居者の人たちが憩える場所等々があるわけなんですけれども、その利用者に対して職員の目配せやサポートはどのようになっているのか、お伺いをいたします。私がいろいろなところを見に行ったときも、割と人数が少ないと思われる、よだれを垂らしたままの方がおるとか、そういうような施設もありましたので、そういうことを含めてお伺いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君）　ご質問にお答えさせていただきます。

特養につきましては4つの棟からなり、それぞれの状態別に区分分けをさせていただいております。日中帯におきまして必ず各棟にありますホールに1人以上の職員を配置し、目配りと訴えの対応を行っております。居室にて過ごされている方につきましては、定期的に訪室をさせていただいております。また、居室が中心である方、寝たきりの方につきましては最低1時間おきの訪室と随時なる訪室を行っております。

なお、デイサービスにおきましては、誰がどの時間帯に何を行うかを明確にし、ホールには必ず1名以上の配置を行い、ご利用者様の要望対応ができる体制を整え、ホール内の状況把握ができるようにしているところでございます。

○議長（井野勝巳君）　鏑本君。

○8番（鏑本規之君）　先ほど、人数のことを聞きまして、通常よりも多いということですから、そういうところに憩う人たちに対して、目配りがきちんとなされていなければおかしいという思いがしております。その中において、あえて聞いたわけなんです。それが十分な配慮、手当て等々がされておれば、大和園という施設そのものが地域にとって手本になる施設というふうにとられるわけでございますけれども、今のところそういう声が聞こえておりませんので、私の耳には入ってきておりませんので、また改めてお聞きをいたします。

利用者に対して、次の質問に移りますので、議長におかれましてはよろしく願いをいたします、提供したサービス、何をしたか、どういうことをしたかということは、その施設に入っている身内の方たち、また関心を持たれる方たちにとって非常に興味があるというのか、どういうことをやってもらっているのかということとは心配の種なんです。ですので、そういうことに対して職員が今きちんと配備されているということでございますので、入居者に対してどういうふうなサービスをしたのか等々が細かく記載されていれば、当然そこに預けている身内の方たちがそれを閲覧をしたときに、これだけのことをしてもらっているのかと、これだけのことをしてもらっているなら、それは本当にありがたいことだと思いますという思いが伝わるかと思うんです。そういうことがちゃんと記載されているのか、お伺いをいたします。

○議長（井野勝巳君）　大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君）　お答えさせていただきます。

個別介護計画に基づき提供したサービスにつきましては、個別記録として整備をさせていただいているところでございます。また、サービスに限らず、日々の生活の様子についても記録をしておるところでございます。また、事業記録、利用状況、排せつ記録、生活記録、入浴表、また介護計画、モニタリング等々、また入浴、排せつ、食事、口腔ケアなどの記録な

ども整備させていただいているところでございます。

なお、記録につきましては、家族の方に常時閲覧可能となっております。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） 職員の方が一生懸命で手当てをする、介護をする、そのサービスの内容が利用者にとって、利用者はわかるんですけども、その家族等々にわかることによって、安全・安心、そういうものが伝わるかと思うんです。望めば閲覧できるのではなく、そういうものを常時提供するというような考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

常時閲覧可能となっておりますので、提供することはできます。提供方法につきましてはまた考えさせていただきたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） そういう内容を細かく記載をして、そしてまたそこに家族の方たちが見に来たときに、今はこういう介護をしていますと、今状況はこういう状況ですということを、報告という形で提供をすることを考えているということの回答だと思っておりますけれども、今はやっていないということであるのかということに、もしやっていないとするなら、早急にそういうものを家族の方たちに、いつでも来たときに持っていってもらうように、そういうふうにする。これが一つのサービス、余りお金のかからないサービスだと思っております。

お金のかかるサービスは幾らでもできますけれども、お金のかからないサービスをすることによって、その中の施設そのものがまた生きた施設になってくるかと思っておりますので、一つ一つのことを細かいことかもしれませんが、そういう目配り、気配り、そういうものがこういう施設にとっては大事ではないかなと思っております。

いろいろな施設、玄関に入ったときに、スリッパがきちんと整備されている、またその施設に入って休憩室等々見たときに、さりげなく一輪の花が飾ってあると。それだけでも大変その施設そのものが変わったイメージとして伝わってくるわけなんです。そういう努力がなされることによって、お金にはかえられないものが伝わってくるんじゃないかというふうに思っております。常時そういうものを閲覧できる、また配布できるようにするというふうな形で回答ができましたので、次の質問に移らせていただきます。

施設利用者に対し十分なサービスを行うには、当然ながら人手や時間が必要となってきます。施設を運営していく上で三六協定というのがあるかと思うんですが、この三六協定が必要となってくるかと思われませんが、三六協定の説明と、私は三六協定といってもよくわからないんです、三六と書いてあると変なふうに解釈してしまいますから、説明と大和園における三六協定の扱いはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

労働基準法第36条による「労使協定をし、行政官庁に届けた場合においては、その協定の定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」と規定されております。いわゆる三六協定といわれるものでございますが、大和園では毎年協定を行い、もとす広域連合総務課を通じ、岐阜労働基準監督署へ提出をさせていただいております。使用者と労働者の過半数を代表する者の記名押印が必要でありますので、大和園においては、使用者側として園長が記名押印し、労働者の代表に職員互助会の会長が記名押印をしております。

以上です。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） この三六協定というのが余りよくわからない、私今説明を受けても。この労働基準に従ってということは、ルールの中できちんと定められているであろうという、それをどのように扱っているのかと、ただいまの答弁だけですと非常にわかりづらい。もう少しかみ砕いて、私たちはプロではありませんので、そういうことも含めて説明を願いませんと、予算等々のことにおいても間違った解釈をするといけないだろうというふうに思っておりますので、いま一度三六協定というものはどういうものなのかということ、私のような余り無学な者でもわかるように、かみ砕いてご説明をお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

法定労働時間というものが定められております。その法定労働時間を超え労働時間を延長し勤務させる場合、また休日でございます、公休日という言い方はおかしいんですが、休日においても労働させることがある場合において、労使協定を結びそれをすることができるというふうになっている、定められているところでございます。

なお、大和園における協定内容につきましては、勤務時間の延長時間は1日3時間、1カ月30時間以内、年360時間と定めております。

なお、緊急時の対応が必要な場合においては特例として1日16時間、1カ月60時間までを延長可能としておるところでございます。

また、公休日の出勤について、1カ月に2日を可能としております。このように労働時間の苛酷な労働並びに休日の返上というものをなくすための協定でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） いよいよ質問の内容に入っていきます。

当初に、最初の質問に国の基準等とそれをクリアしているかということで2.3名ということでした。他の施設と比べると非常に人数的には多いと

いうこと、また日日雇用という形でパートの方も結構たくさん予算の中に組み込まれている、人件費として。そういう中において、今言われる大和園の中において、残業をしなければいけないほど人員が足りていないのか。また現実において残業を今職員の中で強いられているのか、お伺いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） 残業につきましては、極力ないように努めているところでございます。

なお、職員が急遽要求等により、私事用事等も含まれますが、休んだ場合にはその分は欠員となりますので、その方をその時間帯に充てるという形で残業をしていただく場合もございます。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） 私も会社の経営者ですから、人数的にある程度の余裕がある、そういうときには正直なことを言って、2.3名につき1人の割という形になっている。国の方針としては3名につき1人という規約になっている、以上ということになっております。ここで1人、2人が職員として休まれたとしても、当然今2.3人ですので、3名よりも少ない人数になるかと思っているんです。ですので残業等々、また休まれた方がいたとしても、常にそれに対応できるだけの人員の確保はできているかと思っております。館長におかれましてはそういう思いがあるのか否か、お伺いをいたします。

館長、これは施設じゃないです、あなたの思いです。

○議長（井野勝巳君） 大和園長、3問目ですから、まとめてください。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

職員体制につきましては、議員の申されるとおり、基準より多く配置されているところでございます。1人、2人が休まれてもその分補えるんじゃないかというふうにご指摘を受けたところでございますが、1人ずつの業務につきましては、それぞれの配置をさせていただき業務をしているところでございますので、その分の時間の足りない分では次の方が休んだ場合にはしばらく補っていくという形をとっているところでございますので、配置基準とはまた違った考えではないかなというふうに考えております。

なお、できるだけ残業のないように配置はしているつもりでございますが、そういうこともあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） 議長におかれましては、今の質問と次に質問をしようとする項目と重複しますので、議長におかれましてはご配慮のほどよろしく願いをして、質問を改めてしていきます。

今言われるように、重複した職員配置は余りしていないというふうにとれたわけなんですけれども、もし違っていたらまた回答の中で指摘をしていただければ結構なんですけれども。

大和園においては、言葉は悪い言い方をしますと、普通の施設よりも多くの方たちが勤務をしておられます。少ないところは1人で1つ、2つ、3つといろいろな仕事を兼務しなければいけないけれども、ある程度の人数にゆとりがあれば、専門職としてそのことに対してのみ当たればいいぐらいのゆとりがある人員だと私は解釈しております。その中において、今言われるように、もしその人が休んだときにおいてそれを補うだけの人数が足りているのかという、当然人数的には足りている。そうすると、そこの中の一つの部署において、ある程度のゆとりがあるかと思っております。

そうすると、そのある部門に仮に5人勤めていた。ずっと専門職で5人勤めていた。そこで1人欠員が出たとしても、もともと4人よりも少ない人数でできるぐらいの人員配置になっているかと思っておりますので、他のところからわざわざ持ってくる必要もなかろうかというふうに思っておりますけれども、館長においてはどのように、そのところは今の回答の中で思っているのか。

また、次の質問と重複するというのは、当然、複数の職、いろいろなところを兼務する職員に対して、当然三六協定というものの等々の兼ね合いもありますので、ルールに従って報告がされているのかということになるんです。報告されていれば、最初の人数の多さを今指摘しているんですけども、それと少しかみ合わなくなってくるんじゃないかというふうに思いがしております。今までの施設長の答弁等々から少しずつかけ違いというのか、私の伝わってくるところが違ってくるように思いますので、改めてお聞きをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

ある程度のゆとりがあるんじゃないかというご質問でございますが、人員配置的なものにつきましては、そのように捉えられても仕方ないというふうに考えます。

なお、人員につきましては、その業務等行っている職員の体制を見ますと、ゆとりがあるというふうには感じていないということだけご理解いただきたいと思っております。

次の質問でございますが、大和園の現場職員はそれぞれの資格を有する専門職で構成されて、常勤による専従でなければならない職種もありますので、兼務できる職種は限られています。辞令につきましては担当部署への配置辞令のみであり、勤務内容については、事務分掌表にて把握をさせていただいております。県への届出につきましては、勤務表をもとに届けをさせていただいているところでございます。

県の指導監査において、勤務表上でその日その日に誰がその職務として勤務しているのかが把握できるようになっていけば問題ないとの見解をいただいているところでございます。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○ 8 番（鏝本規之君） 私がなぜこれを何遍も何遍もくどくど聞くかという
と、人数が多いという指摘が他の施設から結構来ているんです。

もう一点その中で重複することになるかもしれませんが、議長におかれまして、少し質問が多いということでご注意をされるかもしれませんが、この施設に勤めている方たち、正社員といわれる人たちは全て国の試験に受かっている、介護士としての試験を受かっている人たちばかりだというふうに伺っております。当然素人の方じゃありませんので、どこに行ってもそれなりの対応ができる方だと思っております。そういう人たちが定員に近いぐらいおられるわけなんです。それにプラスアルファの日日雇用という方が見える。そういうことを鑑みると、職務を何も兼務する必要もなかろうかと、きちんとしたルールの中において、突飛なときに、臨時的にやるということはこれはある程度許されるだろうと思っておりますけれども、県や国に対して報告しなければいけない義務まではいかないだろうと思っております。

また、その前の質問の中において、1人当たりの勤務時間等々残業等々のことも言いました。答弁の中において残業等々は極力しないようにということも答弁の中にもありました。そういうようなことも含めて、もう少し人員配置、このことはなぜ言うかということ、県のほうから監査というものがあるかと思っております。またこういう施設においては、いろいろな指導もされてきたかと思っております。

少し質問とは違うところに飛びますけれども、議長におかれましてはご容赦のほど。

そういうときに、普通の施設ですと、やらなくてもいいようなこと、よその施設もやっているけれども、これを強制的にやらせることじゃなしに、どこの施設は大和園さん、こういうこともやっていますよと。ですから大和園さんもこういうことをやったらどうですかという指導が、過去においてたくさんなされてきたのではないかなと思っております。そういうものを受け入れてしまうと、そういうものの施設運営に対して当然人が要るようになる。また余分な事業が一つふえますから、働く人としては余分な仕事がふえるということで不満が出てくる。下の人から不満が出てくることによって、人員をふやすということのこの悪循環が常に回ってきて、結果として2.3人に対して1人という人員、他の施設よりも多い人員になっているんじゃないかなというふうに思っております。

私も、その施設でどういうことを注文されたのか、またどういうことをやっていたかということの詳しいことは私はわかりませんが、当然施設長として、その館長としていろいろなことを携わっている。よその施設ではやっていないこともたくさんあるだろうと思っておりますけれども、他の施設になくて、大和園はこういうことも、こういうこともやっていますとあって、他の施設の見本になるような、手本になるようなものがあるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

サービスのあれもこれも受け入れて人数がという話でございますけれども、特に県とかよその、他施設がやっているから取り入れて新たに事業を行ったということは、私は把握しておりません。

また、他の施設の見本となるべきものは何かということでございますが、申しわけございません、よく把握しておりません。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） 議会の中において大和園の設立の目的等々が記載されている中において、他の施設に模範となるべき云々ということが書かれているんです。よその施設にはない、私のところはこういうことをやっていますという自慢するものが何もないとは、これはどういうことですか。改めてお聞きします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） 答え方が誤っていたことにおわび申し上げます。

他の模範となるように、当然よその困難事例等も受け入れさせていただいているところでございます。また、一人一人のケアを大切にしているのも模範と言えらると思います。ただ、日常の業務の中にありましたので、特に意識したものではなかったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） この施設には多くの方たちが働いておられる。その中には一生懸命この施設をよくしようと努力している人がたくさんいるんです。そしてまたこの施設をよくしよう、他の見本となるようにしようとしてボランティアの方もたくさん来てみえる。そういう中において、人が一生懸命、従業員の方たち、従業員といういい方はいかんかもしれませんけれども、そういう人たちが一生懸命に汗を流して身を粉にして自分のできること、目いっぱいのことをしているかと思っている。そのトップが誇れるものが何かありませんかと言われたときに、何もないと、言葉に詰まるということは非常に恥ずかしい、そこに長と名のつくものをつけている以上、あなた何ですかと言いたい。

私も一つだけ長というものがついている。会社を経営しているから社長と、長というものがついている。今、私にそのことと同じ言葉を問われれば、施設は悪いですよと。機械も古いですよと。けれども、お客さんに対する対応は非常によくしていますと。また従業員にはそのように教育をしておりますと。うちの従業員の姿形を見てもらえれば、他にまさるとも劣らないものがありますよと、こういう自慢はします。

何もなくてもいいんです。そこに勤めている従業員を褒めればいいんです。それが長たる者なんです。その長たる者が自分のところに勤めてくれている人に対する感謝とか、敬意とかそういうものがないからそういう言

葉が出るんです。そのトップがやっている施設がよその見本になる、手本になるとは思いますか。

大いに反省を求めて、次の質問も余りしたくなくなってきたというのが本音でございますけれども、つらい、私はいじめるのは余り好きじゃない。ただ、市民からの税金等々を使ってこの施設を運営している、納税をしてきている一人一人の市民の思いを感ずれば、一円でも無駄な経費、たくさん多くの利を得て少しの予算で済むという方法はないかということの思いで、私は今経営者の一人としてお伺いをしているわけなんです。その中で、また次の質問に移っていきます。

最後に、館長にまた厳しい質問をしますけれども、今施設の中のことをそれじゃお尋ねをいたします。

次に移りますので、議長、よろしくお願いをいたします。

こういう施設の中には、さきの会議の中に要するに認知症の方とか、身動きのできない方が多く見えるというような報告もありました。そういう中において、災害のときにおいてそういう人たちが無事に避難できるのか、またいざというときに、非常口等々の前に車椅子等々またベッドのまま出すときに邪魔になるようなものが置いていないのか否か、そういうこと、また、今言われる、私は職員のことに関してきついことを言ったんですけれども、職員一人一人にそういうことの徹底がなされているのか、お伺いをします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

非常時において、非常口付近や避難経路に障害物があることにより、避難が遅れたことがあってはいけません。特に車椅子やストレッチャーでしか避難できない方が、障害物により避難できないことがあってはならないことと認識しております。非常口付近や避難経路には万が一のことを想定し、物などを置かないように心がけるようにしているところでございます。

災害等へのマニュアルにつきましては、全職員に初期初動マニュアルを配付してあります。新規採用者には採用時の研修等で渡し、説明を行い、マニュアルを改正した場合には、その旨を通知しているところでございます。

なお、避難訓練、避難誘導訓練を年2回実施しております。うち1回は夜間想定による訓練を実施しています。全職員に対し、さらなる防災意識づけの教育をしていきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 鏝本君。

○8番（鏝本規之君） 連合長は今うちの市長がやっております。市長のモットーは安心・安全なんです。この本巢市、広域の中に住んでおる方、一人一人が全て安心・安全で過ごせるということが広域連合長の思いなんです。ですから、施設に入っている人、また入院している人、また違った病院に入院している人も、何らかのことがあったときに一人の犠牲もなく無

事に出てこられるという、何の被害もないという、そういうことを目指しているんです。それは心も一緒なんです。ですので、災害どきに市民の方、そこにおられる方、当然働いている方たちもパニックになっては何ともならない。ただ現実を見ると、いろいろな施設等々で災害等々があったときに、やはり職員等々、またそこにおられる、既に入っている方たちもパニックってしまうんです。

つい最近も、飛行機の事故等がありまして、避難のものが全てビデオに撮られて映像で流れておりましたけれども、常平生に、そういうことを心がけていても、いざとなるとああいうふうになるというのが人間の弱いところなんですけれども、それは訓練によって、また人と人との心のつながりによってできていくんです。ですから、いざというときに力を合わせるというそういうものが重要だと思っております。訓練を通して職員に徹底をするということでございますので、お願いをしておきます。

次へ移ります。

今回、予算のほうも厳しい予算等々が出てきておりますし、報告等々も非常に厳しい報告がなされております。いろいろな形でいろいろなものがお金として使われてくるんですけれども、安全衛生について前にお伺いしたときに少し隔離がきちんとなっていない。ですので、院内感染というのか、そういうようなものが起きる可能性もあるということを指摘されました。当然そんなことが起きてはいけませんので、そういうものが起きないためにはどうしたらいいかということなんですけれども、感染予防というのか、そういうものに対して職員に対しての徹底、当然国の資格を有した人ですから、言わずともわかっているだろうと思っておりますけれども、何にしても慣れというものがあって、常平生手を洗いなさいと言っているも、なかなか洗わなくなってしまうというのが現状なんです。そういうものが職員の方たち、また私たちも出入りするときに消毒等々が徹底しているのか、周知してあるのか。

また、当然そういうところですので、意識が、余りよくわからない、ぼけ老人、言葉は悪いですが、ぼけが始まっておる人たちにとっては危険物か否かもよくわからなくなる可能性があります。水のかわりに灯油をかぶってしまったたりすることもあるかと思っておりますので、そういうものや何かきちんとして管理されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

多くの職員は平成24年度のノロウイルスの集団感染を経験していますので、感染症に対してはかなり敏感になっているところでございます。毎年施設に講師を招いて感染症対策の研修を実施し、全員が参加のもと予防から発生時の対応までを勉強しているところでございます。ウイルスなどの種類ごとに有効な消毒液や消毒方法を勉強していますが、基本は手洗いとうがいであり、全職員が徹底することを呼びかけています。

特に、感染症の発生率が高い冬場には、全職員に職場ではマスク着用の義務づけと携帯用消毒液を携帯し、手指消毒を行うように徹底しております。食事前の食事テーブルの消毒、事前の職員の手洗い、利用者の手指消毒、利用者がトイレ使用後における便座の消毒、手すりの消毒と清掃を実施しているところでございます。

危険物等でございますが、まず医薬品等につきましては、大和園では多くの量ではありませんが、薬品等を管理しているところでございます。医薬品の保管は、医務室内の鍵のかかる保管庫で看護師により管理をさせていただいています。また、入所者に処方された薬についても医務室で管理をしているところでございます。医務室の入室が安易にできないよう、特に医務室不在時においては看護職員は医務室を施錠し、医務室への入室は看護師以外にはできないようになっていくところでございます。

また、灯油等の危険物でございますが、大和園におきましては、灯油を地下タンクで配送しておりますので、そのようなことはないというふうに感じております。また、毎年、清掃等行うことによつて、危険物取扱主任を置いて、適切に管理をさせていただいているところでございます。

○議長（井野勝巳君） 鏝本君。

○8番（鏝本規之君） 次に移ります。

適正にやっておるということですので、それを指摘することは何もなかろうかと思っております。徹底的にやっただけければ結構かと思っております。

また、大和園そのものを利用する人にとっては、どういう介護、どういう手当てをしてもらえるのかということが計画という形で提示されていると思っております。当然そのことについて適正に処理されて、処理というのかやっただけければ余り苦情も来ないかと思っております。

そこで、1点目と2点目、連結してお伺いをいたします。

そういう約束事において、きちんと適正にできているのかお伺いしながら、またそういうことに対してやっていないとか、等々の苦情等々が出たときにはどのように対処されているのか、お伺いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

特養におきましては、施設介護支援専門員による介護サービス計画書が作成され、本人及び家族の同意を得てサービス提供をしているところでございます。サービス内容につきましては、毎月末にモニタリング作成を行うことにより、実施状況の確認をさせていただいています。また、個別計画は半年に1回や認定期間更新時、状態変化時など機会を捉え随時行い、必要時においては家族を交え担当者会議を開催し、サービス提供状況を報告し、要望・意見をお聞きしながら計画に反映させていただいているところでございます。

デイサービスやショートステイ利用者につきましては、居宅介護支援事

業所のケアマネにより介護計画書が作成されます。個別計画書は、ケアマネから提示されたサービス計画書に基づき、施設側がその方に合った個別計画書を作成いたします。作成された個別計画書は家族等に提示し、同意を得てサービス提供を実施しているところでございます。個別介護計画によるサービスを実践した結果により、計画の見直しが必要となった場合においては随時見直しを行い、家族などの意向を反映しながらサービスの提供を行っています。

記録により、個別計画に沿ったサービスを提供できているのかどうか、常に確認するとともに家族等への報告をさせていただいているところでございます。

なお、苦情・要望でございますが、苦情・要望の処理につきましては、各係の相談員を中心とした苦情要望検討委員会を設けて、対応させていただいているところでございます。苦情・要望に対しては真摯に向き合い、一つ一つの苦情に対して丁寧に対応するように努めるところでございます。

また、苦情の内容、経過を書面で回覧し、全職員への周知を図り、再発防止に努めるところでございます。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） そういうことが徹底して行われておれば、よろず相談所みたいな私のところに、いろいろな苦情が入ってくることはなかろうかと思っております。

次の質問に移っていきます。それも含めて、大和園というところは、いろいろな資格を持った人を有している。その中において、通告にも書いてあるように、その施設に入ると、どういうわけか知りませんが、体力が急速に落ちていくという、今まで車椅子を使わなかった人が車椅子に乗るようになってしまったと。歩行ができていたのに何だか知らないけれども、歩行ができなくなってしまったと、寝たきりになってしまったとかいう苦情が結構私のところに入ってきます。

私も67歳という年になりましたので、筋肉の衰えというものは当然わかってきておりますけれども、3日、早い話が、寝ていると、もう見ておる間に体力が落ちてきます。ですので、一日一日の、そういう体力が落ちないようにするための、ある程度の運動というものが重要だと思っております。そういうものがきちんとなされてないと、体力が落ちて歩けたものが歩けなくなるということにつながるかと思っております。これは私のところに相談に来る方もそういう思いの中ですから、一人一人の思いが違うから、一概に大和園に入ったら体力が落ちたというふうには私も捉えたくはないけれども、その人たちが家族の方たちから見て、体力が落ちたと思われぬようにするための施策、また大和園独特で何かやっているのか、お伺いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

大和園においては、機能訓練士の配置がありますので、機能訓練士としてその方のレベルに合った訓練を行っているところでございます。また、この訓練指導により身体レベルを維持できるように努めているところでございます。

議員のご質問の中にありました、レベルが低下するという疑問を持っている方が見えるということですが、人は生活環境の変化に弱いため、その影響が身体に何らかの変化をもたらしたのではないかと考えております。とりわけ高齢者におかれましては、住み慣れた環境から不慣れた環境になることで、身体的にも精神的にも、安定するまでに時間がかかるのではないかとこのように思っております。大和園の入所者は年齢層が比較的高いことから、加齢による身体能力の低下も要因しているのではないかとこのように思っております。

○議長（井野勝巳君） 鏑本議員。

○8番（鏑本規之君） 年を皆とっていくんです。私もいずれはお世話にならなければいけないかもしれない。そういう中において、人間の体力等々、また年をとってくると、ルールに縛られることによって自由な動きができなくなる。自分のできる範囲内が十人十色ですので、余りルールをつくらなくて、少し遠くからそういう人たちを見ることによって、何か危険なときには即対応のできるようにして、少し離れたところからそういう人たちを見ることによって、好きにさせるといふ、そのことによって、体力の維持ができるというふうにも思っております。好きなことをやっていけば疲れにくいというそれと一緒に、そういうような思いを私はしております。

そういうことで、今までいろいろなことをご指摘をしてきました。

最後に、こういう施設、心というものを大事にしていかなければいけない施設の中において、お金のことを言うのは本当に酷かもしれませんが、大和園、また大和園に関連する施設そのものは、非常に赤字の経営が続いているというふうに思っています。他の施設においては、それだけの大きな赤字も出ていない中において、どうして大和園のみが、のみと言うと失礼に当たるかもしれませんが、どうして赤字になっているのかということ、そこの長としてどういう改善をすれば少し赤字が解消できるのか、また、どういう改善をすればこの程度の赤字は許される範疇内であるというふうに思われるのか、お伺いをいたします。

それとあわせて、この施設を運営していくトップとしての理念というのか思い、また大和園をどういう施設にしていきたいかという思いがあったらお伺いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 今の質問は広域連合長の答弁でよろしいか。

○8番（鏑本規之君） 違います。

○議長（井野勝巳君） 同じような内容が連合長のほうにも出ておりますので。

○8番（鏑本規之君） 連合長は連合長です。

- 議長（井野勝巳君） 連合長は連合長、大和園長にお尋ねですか。
- 8番（鏑本規之君） はい。
- 議長（井野勝巳君） では、大和園長、簡潔に。
- 老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきたいと思いをます。

赤字が続いていることにつきましては、本当にいいことではございません。改善案につきましては、今のところ具体的なものは持ち合わせておりませんが、いろいろなことを考えてはいます。ただ具体的にこの場でお話しすることは今の段階ではできる状況ではございませんので、ご理解いただきたいと思いをます。

次の理念についてのご質問でございますが、大和園は公的施設でありますので、地域福祉の拠点施設として果たすべき役割があり、管内始めとする他施設等のモデルとなるべく、サービスに努めなければならないというふうに考えております。また、地域福祉施設として働く一員として地域福祉関係機関と連携し、貢献しなければならないとも考えております。他施設の受け入れ困難者について極力受け入れを行うことなどしてまいりますので、今後もこのような方についても拒否することなく受け入れていくことが、公的機関の役割というふうに考えておりますし、私の理念でございます。

- 議長（井野勝巳君） 鏑本君。
- 8番（鏑本規之君） ちょっときついことを言います。

あなたはその施設のトップとして、何年そこに座っておられるのか。また、どういう思いでその施設のトップに座ったのかと。また当然、その中において、改善をするものが今思い当たらないと、また発表する機会にないとか。

こういうことをやりますということを聞いたわけじゃないんです。どういう思いでいますかと、どういうふうにしたら改善ができるのか、少しでも赤字を減らすことができるのかという思いを述べよと言ったんです。それを述べてもらわなければ、議員として手助けもできないし、聞く意味もないわけです。そこにトップに座っている以上、あなたはただそこに座って当たり前のことを当たり前のようにやって、そして給金だけもらって時期が来たら、はい、さようならと、そんなものは私の中においては許しません。トップたる者はトップたる者の責任を痛感してもらわないかん。

ですので、改めてお伺いをいたします。

この経営が少しずつ赤字になってきている。この要因はどこにあるのか、施設長としての思い、これは連合長の思いとは違ってしかるべきなんだ。ですから、別に聞きますと言っている。あなたはそこの会社の悪い言い方をすれば、いい言い方と言ったほうがいいかな、経営者なんです。あなたの身銭が赤字としてどんどん出ていくなら、何とかしようと思わないんですか。それが経営者なんです。いただくものだけいただいて、赤字になったらとっとこ払って、それで時期が来たら、はい、ごめんなさい、さよう

ならと、そんな甘いお金を私は出す気は一銭もありません。

私も経営者としてきついことを言わせてもらう。露骨な言い方をするならば、私にやらせてくれれば黒字にしていまいます、そんなものは、何も知らなくても。そんなもの、二年か三年あれば直ってしまう。

よその施設が黒字になっておるのに、どうしてこの施設が赤字になるのか。そのときの言いわけが重症者、要するに来る人を受け付けますと。断らないようにするという今の答弁でしたけれども、枠は決まっているんです。1,000人超えようが、1万人超えようが枠は決まっているんです。その枠以上を入れることができないんです。よその施設も全て一緒です。

その中において、どうしてよその施設は何とかぎりぎりでもやっている。あなたがトップをしておるところだけどうして赤字になっていって、市長さんたちが議員に頭を下げてその予算を認めてくれという、私たち議員はそのお金を市民の人に申しわけないですね、市民の人にいただいたお金をこういうふうに使わせてもらっていると。非常に申しわけないと何で頭を下げないかんだ。

だから改めてお伺いをいたします。施設のトップとして、今の大和園の中において、どういうところが無駄か、どういうところを改善すればこういうふうになるのか。ぼうっとした頭でなくて、真剣に考えて回答してください。

○議長（井野勝巳君） 大和園長。

○老人福祉施設大和園長（安藤恵司君） お答えさせていただきます。

赤字の大きな要因といたしましては、やはり歳入より歳出が多いのは当たり前の話でございます。歳出の多い要因として、大きい部分につきましては、議員にいつもご指摘いただいています人件費ではないかというふうにも考えております。人件費を抑えるべく、当然残業等の時間につきましても極力しないように、自分たちも簡潔にするように、短くするようという形で努めさせていただいているところでございます。

なお、改善案でございますけれども、無駄な歳出はないのかというのを今拾い上げさせていただいているところでございます。また、事業の収入をふやす方法はないのか、他施設に負ける部分、その部分はどのように今の状況の中でやればいいのかというのを考えているところでございます。例えば施設の統廃合も視野に入れた部分を今検討しているところでございます。まず、無駄な経費を削減する。それと収入を上げるための施策、その部分を今思いの中に思っております。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） 岐阜市には、岐阜県と言ったほうがいいか、岐阜県には大きな会社、小さい会社は別として、有名な方が2人見えるんです。言葉は悪いですがけれども、日本の三大けちという、3人のけちといわれる人に見える。1人はなくなってしまうけれども、その人たちの経営理念というもの、同じ岐阜県に住む者として、私は読んだことはありません。

んけれども、そういうものを手本にしたことはありませんか。

すぐ隣に見えるんです。この3人は吉本の創立者の人です。それからもう一人は未来工業といったか、その創立者、社長さんかな、今会長になったか知りません。それからもう一人は、隣におる森松工業の会長さんです。この人たちは、日本の中の三大けちと言われる。これは褒め言葉なんです。無駄なことは一切やらない。そして、会社の利益をとことん上げさせて、これは合理過程と言うんですけれども、そしてその得た利益というものは働く従業員に還元をしているんです。ですから立て言葉、要するに褒め言葉としてけちと言われている。無駄をやらないからけちだと。気前が悪いわけじゃないんです。意味が違う。ですから、あの人たちは社長と言われるんです。会社の長、経営者とは言われない。

世の中に社長と言われる人はたくさん見える。あなたも施設長と言われる。その人たちがなぜ社長と言われるか。私も社長ですから、いろいろなところに行って名刺を出します。社長と言っているから人が立ててくれる。これはなぜ立ててくるかという、会社の長じゃないんです。社会に対する貢献をしている。社会の長だから見ず知らずの人も社長と言って頭下げてくれる。その下げてもらえる社長が、俺は社長だと言ってふんぞり返っておっては誰も動いてくれません。そこに感謝と、ありがとうという言葉が常に出なければ会社の経営、またこういう施設の経営というものは成り立っていかない。

今回、一般質問した中のきっかけは、あなたに対する苦情もあった。多くのボランティアの方たちが大和園に対して、ボランティアで来ていただいている、その人たちにあなたはありがとうと、そういうことを腹の中はどう思おうと、言葉として通じるようにお礼を言ったことがありますか。言われたことがないという人が複数見えます。もし、私のところに入ってくる話が違ったら、これは失礼いたしましたと言わざるを得ませんけれども、その姿一つ一つがあなたに問うことなんです。親方日の丸、親方広域連合という気持ちでこの施設の運営をもしている、そういう気持ちがあるなら、即刻その椅子を誰かに譲りなさい。私はそう思っておる。

あなたたちがいただいているお金の中の一部は、黒字なら何も言いません。赤字だとするなら、市民の大事な血と汗の税金なんです。市民の方に対して申しわけないという思いがあるとするなら、死に物狂いでこの施設の立て直しをお願いをしておきます。もうこれ以上言ってもいけませんので、終わります。

次に、移りますので、議長においてはよろしく願いをいたします。

○議長（井野勝己君）　ちょっと議員、大変熱心に質問をしていただいております。時間のほうも1時間半になろうかとしておりますので、一問一答方式ということで簡潔な質問に変えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番（鰐本規之君）　これ以上の簡潔な質問はありませんので、次に移り

ます。

最後に、広域連合の長として、こういう大和園の中にあるいろいろな施設、設備、事業といったらいいのか、そういうものがあるかと思っております。当然、連合長としては先ほども述べたように、安心・安全ということ、また年をいった人に対する思いという、市長自身もまたお父さん、お母さんが今だにご存命ということでもあります。そういう中において格別な思いもあろうかと思っておりますけれども、そこは厳しい判断で今言ったように、これだけ赤字が続いてくると、市民の中で不平不満も出てくるであろうと思っております。連合長としての思いとして、これを民間に託したらどうだというような思い、もしあるとするなら、また、民間に委託できない事業もあるかと思っておりますので、そういうものを含めて連合長としての思いをお伺いをして、私の質問は終わりたいと思っておりますので、思う存分のご回答等々をお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 広域連合長。

○広域連合長（藤原 勉君） 鏝本議員から、本当に微に入り細に入りいろいろとお話をしていただきました。大和園長、それぞれの現場の責任者としての精いっぱいのお答えをさせていただいたというふうには思っております。どうしても、こういう施設となりますと、なかなか多くの方々、そしてまたさまざまな方々がおられるということで、それを見守っている職員をいろいろなタイプの方々、いろいろな職種がおられるということで、そういうものをまとめて束ねて、そして適切にそしてまたしっかりとした運営をするのはなかなか難しい問題ではありますし、またなかなか上手にできないところもあるというのは、ぜひまたその辺のこともお含みいただきたいと思っております。

特に、今回の大和園長、ずっと公務員、こういう道の、私が言っては申しわけないんですけども、そういう仕事は今まではしてきていましたけれども、直接公営施設の経営者としての職種というのは初めて経験をしたということでもありますけれども、そういう中で、今までお答えさせていただきましたように、精いっぱいの努力をしてきているその結果、今のようなお話をさせていただいたところでございます。

そういう中であって、本当にずっと平成26年までは何となく、何とか経営のほうはいわゆる黒字で何とかまわっていましたがけれども、平成26年を機に、少しまた赤字がふえてまいりまして、平成27年には今回、国の介護保険料、いろいろな施設の経費の見直しというのに入ってまいりまして、そこでは一挙にやってきていると。

民間の経営の方々時々お聞きしますと、やはり平成27年から大変厳しくなったということもありまして、デイサービスの事業所等も小さいところの事業所なんかでも廃止、休業というようなところも全国的には出ているようでもございます。今回のそういう介護保険の制度の見直しというのに、かなり大きな影響も出てきているんじゃないかと。それもその一つ

が平成27年に、我々の大和園の中の経営も、平成26年までと違ってもっと厳しくなっているということでございます。

中身のほうは、ご説明をしておりますように、個々の事業、事業のところで引き続きまだ黒字になっている部分、そしてまたずっと赤字になってきている、もういわゆる開設以来ずっと赤字になってきている部分等々もございますし、また近年赤字になってきている部分というのがあります。それぞれはそれぞれ置かれている施設の特徴というのが出てきているわけでございますけれども、そういうものも頭に入れながら、今後県全体としての経営が何とか切り盛りできるように、そういうような格好でのいわゆる改善というのをしていかなければならないというふうに思っております。

先ほど来お話しでございますように、最終的に赤字になれば結局は市民の皆さん方、また町民の皆さん方の税金を投入するということにつながってまいりわけでもありますので、そういうことのないように、できる限りそういうご負担をかけることなく、中でなんとかやれるような方法をこれから知恵を出してやっていきたいと思っております。

先ほど来、計画がどうのこうのというのもありましたけれども、また今日お話を申し上げましたように、まだ検討に着手している段階でありまして、個人的な見解での色々こういうことをしたらどうだ、ああいうふうはどうだというようなお話はあろうかと思っておりますけれども、それを今後またみんなで力を合わせて、そしてまた今日ここにおられます広域連合の議員の皆様方にもご報告をさせていただきながら、またお知恵もおかりしながら経営の立て直しというのに取り組んでいきたいというふうに思っております。

そしてまた、こういう施設を民間にどうだというお話もございました。民間にという場合も、この中での今も広域連合の大和園の中で担っている役割の中では、民間にどうしてもなじまない部分というのがございます。特に、養護老人ホームの部分というのは、これはもともと市町村が措置する、要するに生活に困っている、身寄りもない、どうしようもない、そういう方々をいわゆる措置するというのが趣旨でありますので、そういう養護の部分のところというのはどこまで行っても措置費で、市町村の負担でやるということでもありますので、こういう部分は岐阜県内のほとんどの42市町村全てがそうですけれども、そこにかかわる部分については、もう全ての市町村が金を出して措置をしているということでもありますので、それを今まで大和園においては、その部分も含めてほかのところでも稼いだところで補填をしていたということでもございまして、今後そういう部分も見ながら、そしてプラスマイナスできるところはしっかりとやりながら、経営を立て直していきたいというふうに思っております。

そういうことも踏まえて、民間がどうだとかいうようなことも皆さん方にお知恵をかりる中で、またいろいろ検討していきたいと思っております。

けれども、この大和園というのはいもう歴史というのはお答えをしておりますように、旧本巢郡、この中のいわゆる老人の皆さん方への安心・安全の拠点ということで、これからはしっかりと安心してやっていけるような施設で、私は存続させていただければありがたいというふうに思っていますし、これが広域連合で今までしっかりと支援してきたと。それをこの後もできる限り支援できる方向、そしてまたみんなで運営できる方向で前へ進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そういう部分も含めて、また議会の皆さん方にもまたお知恵をお借りしながら、そしてまた市民の皆さん方にも、また町民の皆さん方にも理解が得られるような形で、大和園の運営というのについて検討を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（井野勝巳君） 鏑本君。

○8番（鏑本規之君） 連合長からもお願いということで、私たちもこの大和園の経営に関して一端の責任があるわけなんです。本巢市においても、また瑞穂市においても、北方町においても、同じ思いをしている議員がたくさんいます。その中の議員はそれぞれの仕事、得意な分野もありますので、知恵というものはそれぞれに持っております。知恵は幾ら借りてもお金はかかりません。私の言いぐさじゃありませんけれども、知恵とお金は借りてしまえば借りた者のものというのが私の持論でございますので、特に皆さんに館長として知恵を借りてそして立て直しを図るように、また議員におかれましては、40名以上の議員がおられます。そういう人たちが力を合わせてやれば、この施設の黒字をすることに対してさほど難しい問題ではなかろうかと思っておりますので、この場をおかりして議員各位にもお願いをして、また連合長始め執行部の方にもお願いをして、私の一般質問を終わります。

どうも長いこと。

○議長（井野勝巳君） 以上で通告による質問を全て終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

5分間休憩といたします。25分から再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時26分

○議長（井野勝巳君） では、再開をいたします。



◎議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第1号 もとす広域連合第4期広域計画についてを議題といたします。

議案第1号については総務介護常任委員会、療育医療衛生常任委員会及び老人福祉常任委員会に協議をお願いしておりましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、安藤哲雄君。

○総務介護常任委員長（安藤哲雄君） 議長の命により、総務介護常任委員会での審査についてご報告します。

2月23日午前9時28分より、本巢市役所本庁舎第1委員会室において、総務介護常任委員会を開催しました。

委員会には、委員5名全員が出席したほか、井野議長の出席をいただき、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、その他担当職員の出席を求め、付託されました議案及び協議事項について、詳細な説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

議案第1号 もとす広域連合第4期広域計画についての所管事項についての協議の経過からご報告します。

議案第1号につきましては、議案書に基づき執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議の結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、堀 武君。

○療育医療衛生常任委員長（堀 武君） 議長の命により、療育医療衛生常任委員会での協議結果についてご報告を申し上げます。

2月19日午前9時21分より、本巢市役所本庁舎第1委員会室において、療育医療衛生常任委員会を開催しました。

委員会には、委員5名が出席したほか、井野議長の出席をいただき、また議案説明のため、棚橋副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会に付された議案及び協議事項について、詳細な説明を聴取しながら、慎重に協議を行いました。

議案第1号 もとす広域連合第4期広域計画についての所管事項についての協議の経過からご報告いたします。

議案第1号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後質疑に入り、療育医療施設の幼児療育センターに関連して、「小

学校就学後の相談は行っているのか。」との質問があり、「小学校就学後の相談については行っていない。」との答弁がありました。また、「現状と課題で、早期から適切で一貫して途切れのない地域療育システムづくりの重要性が認識されていると述べられているにもかかわらず、今後の方向で途切れのない円滑な橋渡しの役割を果たしていくことが必要としているのは少し消極的ではないか。」との質問があり、「療育指導は、できる限り早い段階から開始することが望ましく、その実現に向けた施設であり、あくまでも就学前幼児を対象としている。就学後は児童の状況に応じて通常学級のほか、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室等に通うことになる。また、既に医療機関に受診している幼児は児童精神科医師に発達の経過を診てもらっている。児童の発達支援には医療、福祉、教育などそれぞれの専門分野が適切な対応をする必要があり、小学校就学という児童・保護者にとって大きく環境が変化するに当たって、療育が途切れることのないよう教育委員会など必要な機関に橋渡しをするという意味である。」との答弁がありました。また、「療育指導を利用する幼児及び相談件数が年々増加しているようだが、療育施設が、もとす広域連合管内に1カ所で通所しにくいということはないか。」との質問があり、「今年度より送迎サービスを始めており、それほど問題はないと考えている。」との答弁がありました。

次に、衛生施設に関連して、「焼却施設の老朽化が著しく、今後の対応方針を考えるとこのことであったが、その対応方針を議会に説明できるようになるのはいつごろになる予定か。」との質問があり、「平成28年度にコンサルタント業者に委託する予定であるため、平成28年度末から平成29年度初めごろには方向性を出したい。方向性が決まれば速やかに議会に報告をしたい。」との答弁がありました。また、「焼却施設の老朽化が著しいとのことだが、方向性の決定が平成28年度末から平成29年度初めなどという悠長なことではよいのか。」との質問があり、「毎日の運転管理に苦慮しており、修繕費がかさんでいる状況ではあるが、毎日の汚泥処理に今すぐ支障を来すものではない。」との答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） 続きまして、老人福祉常任委員長より協議の結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） 老人福祉常任委員会での審査についてご報告をいたします。

2月22日午前9時28分より、本巢市役所本庁舎第1委員会室において、老人福祉常任委員会を開催いたしました。

委員会には、委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、棚橋副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、付託されました議案について、詳細な説明を聴取しながら、慎

重に審査を行いました。

議案第1号 もとす広域連合第4期広域計画についての所管事項についての協議の経過からご報告をいたします。

議案第1号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、主な質問だけ報告させていただきますと、「ノロウイルス等の感染症に対する対策はどのようになっているのか。」という質問があり、「全ての棟に扉を設置し、往来を制限できるようにした。また、職員の意識改革にも取り組み、感染症の予防に努めている。」との答弁がありました。この答弁に対し、「以前ノロウイルスやインフルエンザウイルスの集団感染が発生したので、そのような場合には速やかに議会にも報告をしてほしい。」との意見がありました。

次に、「大和園の実質収支が赤字である理由について」質問があり、「近隣に同様な事業者が増加したことや平成27年度の介護報酬の減額改定が大きく影響をしている。」との答弁がありました。また、これに関連をして、「実質収支が赤字の状態です。いつまで運営ができそうか。」という質問があり、「現状では平成29年度予算までは財政調整基金で赤字補填できるが、それ以降は財政調整基金の残高がなくなり、赤字補填ができない。」との答弁がありました。これに対して、「抜本的な対策が必要と考えるが、その対策案はあるのか。」との質問があり、「議会と一緒に平成28年末までに対策を取りまとめたい。」との答弁がありました。

次に、「特別養護老人ホームにおける認知症の方の受け入れについて」質問があり、「認知症の方の症状はさまざまであり、大きな声を出したり、他の入所者に危害を及ぼす場合もあることから個室対応が必要であるが、大和園では個室が12室しかなく、これ以上の受け入れは難しい。」との答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（井野勝己君） それでは、議案第1号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝己君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

議案第1号に対し、反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝己君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（井野勝己君） ありがとうございます。起立全員であります。
よって、議案第1号 もとす広域連合第4期広域計画については可決を
されました。



◎議案第2号より議案第11号までの一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（井野勝己君） 日程第3、議案第2号 もとす広域連合行政不服審査会条例の制定についてから日程第12、議案第11号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

これらについては、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、安藤哲雄君。

- 総務介護常任委員長（安藤哲雄君） 付託されました議案第2号 もとす広域連合行政不服審査会条例の制定についての審査の経過からご報告します。

議案第2号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、「今回の行政不服審査法の改正の要旨はどのようなものか。」との質問に対し、「審査を担当する行政庁が申立人に対する採決をする場合に、第三者で構成された行政不服審査会に諮問し、その答申を採決に反映することになった。」との答弁がありました。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第2号 もとす広域連合行政不服審査会条例の制定については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、付託されました議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての審査の経過からご報告します。

議案第3号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、付託されました議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての審査の経過からご報告します。

議案第4号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、「職員の人事評価は誰がするのか。」との質問があり、「対象職員の直属の上司が行う。」との答弁がありました。また、「評価が著しく高い職員の給与は制限なく上げることができるのか。」との質問があり、「職員の昇給は規則に基づいて行うので、そのようなことは不可能である。」との答弁がありました。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、付託されました議案第5号 もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過からご報告します。

議案第5号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第5号 もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、付託されました議案第6号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過からご報告します。

議案第6号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、「もとす広域連合職員の給与水準と民間の給与水準の格差はどのくらいか。」との質問に対して、「地方公務員の給与は人事委員会の勧告に基づき改定するものであり、もとす広域連合独自の調査を行っていない。」との答弁がありました。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第6号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、付託されました議案第7号 もとす広域連合定年前に退職する意

思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過からご報告します。

議案第7号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第7号 もとす広域連合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、付託されました議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についての審査の経過からご報告します。

議案第8号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、付託されました議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過からご報告します。

議案第9号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、付託されました議案第10号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過からご報告します。

議案第10号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、「この条例改正で新たに規定される施設はもとす広域連合管内には存在しないのか。」との質問があり、「指定療養通所介護事業所については管内にはないが、地域密着型通所介護事業所、いわゆる

る小規模デイサービスは存在する。」との答弁がありました。また、「改正の主な内容は文言の訂正であるのか。」との質問があり、「これまでも設置されていた小規模デイサービスの設置基準等を県の条例で定めていたものを市町村の条例で定めることに伴う改正であり、基準の内容に変わりない。」との答弁がありました。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第10号 　もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、付託されました議案第11号 　もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過からご報告します。

議案第11号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第11号 　もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、10案につきましては、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

これで報告を終わります。

○議長（井野勝己君） それではまず、議案第2号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝己君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

議案第2号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝己君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第2号に対する委員会での審査結果は可

決であります。

議案第2号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第2号 もとす広域連合行政不服審査会条例の制定については委員長報告のとおり可決をされました。

続きまして、議案第3号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

議案第3号に対する反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第3号に対する委員会での審査結果は可決であります。

議案第3号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立全員であります。

よって、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については委員長報告のとおり可決をされました。

続きまして、議案第4号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

議案第4号に対する、まず反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第4号に対する委員会での審査結果は可決であります。

議案第4号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（井野勝巳君） ありがとうございます。起立全員であります。
よって、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。
続きまして、議案第5号についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結をいたします。
これより討論を行います。
議案第5号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結をいたします。
これより採決をいたします。
委員長報告によりますと、議案第5号に対する委員会での審査結果は可決であります。
議案第5号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（井野勝巳君） 起立全員であります。
よって、議案第5号 もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決をされました。
続きまして、議案第6号について委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結をいたします。
これより討論を行います。
議案第6号に対する討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結をいたします。
これより採決をいたします。
委員長報告によりますと、議案第6号に対する委員会での審査結果は可決であります。
議案第6号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（井野勝己君） 起立全員であります。ありがとうございます。
よって、議案第6号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。
続きまして、議案第7号についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝己君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結をいたします。
これより討論を行います。
議案第7号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝己君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結をいたします。
これより採決をいたします。
委員長報告によりますと、議案第7号に対する委員会での審査結果は可
決であります。
議案第7号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（井野勝己君） ありがとうございます。起立全員であります。
よって、議案第7号 もとす広域連合定年前に退職する意思を有する職
員の募集等に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のと
おり可決されました。
続きまして、議案第8号についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝己君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結をいたします。
これより討論を行います。
議案第8号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝己君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結をいたします。
これより採決をいたします。
委員長報告によりますと、議案第8号に対する委員会での審査結果は可
決であります。
議案第8号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） ありがとうございます。起立全員であります。
よって、議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決をされました。
続きまして、議案第9号についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結をいたします。
これより討論を行います。
議案第9号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結をいたします。
これより採決をいたします。
委員長報告によりますと、議案第9号に対する委員会での審査結果は可決であります。
議案第9号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立全員であります。
よって、議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決をされました。
続きまして、議案第10号についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結をいたします。
これより討論を行います。
議案第10号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結をいたします。
これより採決をいたします。
委員長報告によりますと、議案第10号に対する委員会での審査結果は可決であります。
議案第10号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立全員であります。

よって、議案第10号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決をされました。

続きまして、議案第11号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

議案第11号に対する反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第11号に対する委員会での審査結果は可決であります。

議案第11号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立全員であります。

よって、議案第11号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

◎時間の延長

○議長（井野勝巳君） お諮りをいたします。

今12時になりますが、時間延長でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ありがとうございます。では時間延長させていただきます。

◎議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（井野勝巳君） 日程第13、議案第12号 平成27年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第12号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、安藤哲雄君。

○総務介護常任委員長（安藤哲雄君） 議案第12号 平成27年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についての所管事項についての協議の経過からご報告します。

議案第12号につきましても、補正予算書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、堀 武君。

○療育医療衛生常任委員長（堀 武君） 議案第12号 平成27年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についての所管事項についての協議の経過からご報告をいたします。

議案第12号につきましても、予算書に基づき執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、衛生施設に関連して、「複合機借上料を20万円も減額するということは、当初予算の見積もりに問題があるのではないか。」との質問があり、「平成26年度末でリース満了となることにより、平成27年度当初から新しい複合機のリースを計画していたが、リース満了時その複合機が十分に使用に耐える状況であったため、平成27年12月末まで再リースをした結果、月額が大幅に下がったこと及び新しい複合機の契約が予想よりも好条件で契約することができたため。」との答弁がありました。

そのほかに特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） それでは、議案第12号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

議案第12号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立全員であります。

よって、議案第12号 平成27年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）については可決されました。



◎議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（井野勝巳君） 日程第14、議案第13号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第13号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、安藤哲雄君。

○総務介護常任委員長（安藤哲雄君） 付託されました議案第13号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを審査の経過からご報告します。

議案第13号につきましては、補正予算書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第13号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

以上で報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） 議案第13号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

議案第13号に対する討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第13号に対する委員会での審査結果は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立全員であります。

よって、議案第13号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）については委員長報告のとおり可決をされました。



◎議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（井野勝巳君） 日程第15、議案第14号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第14号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） 付託されました議案第14号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についての審査の経過についてご報告をいたします。

議案第14号につきましては、補正予算書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、「歳入における負担金を毎年減額補正している理由について」質問があり、「大和園の市町負担金は各市町が保護措置をする人数により増減するため、毎年年度末に調整している。」との答弁がありました。また、続けて、「施設介護事業収入を減額する理由について」質問があり、「入所者が入院等により一時的に施設を離れた場合には介護報酬が支払われないためである。」との答弁がありました。

次に、「歳出において、人材派遣委託料を減額する理由について」質問があり、「職員を募集していても応募がないため人材派遣で対応しようと考えていたが、経済状況の好転により、人材派遣会社でも介護職の派遣はできないとのことであったため減額するものである。」との答弁がありました。

次に、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

次に、審査の結果についてご報告いたします。

当委員会が付託を受けました議案第14号 平成27年度もとす広域連合

老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） 議案第14号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

議案第14号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第14号に対する委員会での審査結果は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立全員であります。

よって、議案第14号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）については委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（井野勝巳君） 日程第16、議案第15号 平成28年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第15号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、安藤哲雄君。

○総務介護常任委員長（安藤哲雄君） 議案第15号 平成28年度もとす広域連合一般会計予算についての所管事項についての協議の経過からご報告します。

議案第15号につきましては、予算書に基づき、執行部より詳細な説明

を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。

以上で報告を終わります。

- 議長（井野勝巳君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議の結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、堀 武君。

- 療育医療衛生常任委員長（堀 武君） 議案第15号 平成28年度もとす広域連合一般会計予算についての所管事項についての協議の経過からご報告いたします。

議案第15号につきましては、予算書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

- 議長（井野勝巳君） それでは、議案第15号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

議案第15号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（井野勝巳君） 起立全員であります。

よって、議案第15号 平成28年度もとす広域連合一般会計予算については可決されました。



◎議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（井野勝巳君） 日程第17、議案第16号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第16号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、安藤哲雄君。

- 総務介護常任委員長（安藤哲雄君） 付託されました議案第16号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についての審査の経過からご報告します。

議案第16号につきましては、予算書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入りましたが、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第16号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計予算については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

以上で報告を終わります。

- 議長（井野勝巳君） 議案第16号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

議案第16号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第16号に対する委員会での審査結果は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（井野勝巳君） 起立全員であります。

よって、議案第16号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第17号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（井野勝巳君） 日程第18、議案第17号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第17号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありま

したので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

- 老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） 付託されました議案第17号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についての審査の経過についてご報告いたします。

議案第17号につきましては、予算書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、「人件費率が70%を超えていたり、サービス事業収入よりサービス事業費が上回っていたり、この予算案には問題が多くある。平成28年度予算立案における基本的な考えを聞きたい。」との質問があり、「サービス事業収入よりサービス事業費が上回っている状況は数年前からであり、財政調整基金で補填をしている。それ以前は介護保険事業が黒字であり、その黒字で養護老人ホームの赤字を補填していた。また、人件費については介護報酬のように減額するわけにもいかず、早期に是正することは難しい。」との答弁がありました。これに対し、「公設公営であるから職員給与も高く、その分サービス内容が高いのであればよいが、現実はそのようではない。もっと内容を精査して予算を立案してほしい。」との意見がありました。

次に討論に入りましたが、討論はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告します。

当委員会が付託を受けました議案第17号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

以上で報告を終わります。

- 議長（井野勝巳君） 議案第17号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

議案第17号に対し、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第17号に対する委員会での審査結果は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。

よって、議案第17号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議長（井野勝巳君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

お諮りをいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についてを閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。



◎日程の追加

○議長（井野勝巳君） 先ほど、休憩時間中に松野藤四郎君から監査委員の退職届が広域連合長に提出をされ、承認されたとのことでございます。

広域連合長から、議案第18号 もとす広域連合監査委員の選任についてが提出をされました。

お諮りをいたします。

議案第18号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

従って、議案第18号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（井野勝巳君） それでは、議案第18号を配付をいたします。
しばらくお待ちください。
〔資料配付〕
- 議長（井野勝巳君） 追加日程第1、議案第18号 もとす広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、村木俊文君の退場を求めます。
〔13番（村木俊文君）退場〕
- 議長（井野勝巳君） それでは、議案第18号について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。
広域連合長、藤原 勉君。
- 広域連合長（藤原 勉君） それでは、本日、追加提案をさせていただきました議案第18号の提案説明を申し上げたいと思います。
先ほど、議長からご説明ございましたように、議員で選任されております監査委員の松野藤四郎監査委員から、退職の申し出がございましたので、本日付で承認をいたしました。
これに伴いまして、新たに議員のうちから選任する監査委員の選任をお願いするものでございます。
候補者といたしましては、村木俊文議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及びもとす広域連合規約第15条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
よろしくお願いを申し上げます。
- 議長（井野勝巳君） では、議案第18号に対する質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（井野勝巳君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結をいたします。
議案第18号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。
ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。
これより討論を行います。
議案第18号に対し、反対討論ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（井野勝巳君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結をいたします。
これより採決をいたします。
議案第18号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

- 議長（井野勝巳君） ありがとうございます。起立全員であります。
よって、議案第18号 もとす広域連合監査委員の選任については同意することに決定をいたしました。
村木俊文君の入場を命じます。

〔13番（村木俊文君）入場〕

- 議長（井野勝巳君） ただいま監査委員に選任をされました村木俊文君にご挨拶をお願いしたいと思います。

村木君。

- 13番（村木俊文君） それでは、高いところからでございますが、一言挨拶をさせていただきます。

まずもって同意いただきましたこと、心よりお礼を申し上げます。

私微力ではございますが、精いっぱい努めさせていただきます。ご指導のほどよろしく賜りたいと思います。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。



◎閉会の宣告

- 議長（井野勝巳君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成28年第1回もとす広域連合議会定例会を閉会といたします。

長時間にわたり大変にご苦労さまでございました。

閉会 午後 0時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

5 番

8 番